

「a p o r t 呉」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 a p o r t 呉

所在地 呉市西中央三丁目7番17ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 (仮称) N T T A P 呉中央商業施設

所在地 呉市西中央三丁目7番17ほか

(変更後)

名 称 a p o r t 呉

所在地 呉市西中央三丁目7番17ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社N T T 西日本アセット・プランニング

代表者 代表取締役 盛山 弘一

所在地 大阪府中央区今橋二丁目5番8号

(変更後)

名 称 株式会社N T T 西日本アセット・プランニング

代表者 代表取締役 盛山 弘一

所在地 大阪府都島区東野田町四丁目15番82号

3 変更の年月日

2 変更した事項(1) 令和4年12月13日

2 変更した事項(2) 令和4年8月29日

4 変更する理由

大規模小売店舗の名称確定及び設置者の住所変更のため

5 届出年月日

令和4年12月21日

6 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課 (呉市中央4丁目1番6号)

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 令和4年12月23日から令和5年4月23日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和5年4月23日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課